別表第2

1 火薬類及びがん具煙火

表示		古年の任年	要	件
項目	品 名	車輌の種類	積載数量	その他
火薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に 規定する火薬	普通自動車 及び四輪以 上の小型自 動車	10 キログラム以下	火薬類取締法その 他関係法令に定め る事項を遵守する こと。
爆	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニト ロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に 規定する爆薬		5キログラム以下	
	工業雷管 電気雷管 信号雷管		100 個以下	
火	導火管付き雷管 銃用雷管 実包 空包		25 個以下 10,000 個以下 1,000 個以下	
エ	導爆線 制御発破用コード		100メートル以下 20メートル以下	
品	導火線 信号えん管 信号火せん その他火薬類取締法に 規定する火工品		2,000 メートル以下 100 個以下 その原料をなす火薬 10 キログラム又は爆薬 5 キログラム以下	
がん具煙火	がん具煙火			

2 高圧ガス

表示		東京の経転		要件		
項目	品 名	車両の種類	積載数量	容器の内容積	その他	
可燃性ガス及び毒性ガス	亜アアエエエ(塩塩(塩臭(水石天トニ(ブメモ硫 そ安燃ガ酸センタチチ酸化化ク素化ブ素油然リ酸亜タチノ化 の法性ステーニ シンエニチル チム ススチ硫酸エエチ素 高規ス素ンア オチルルメ ルメ ルカール 圧定及素ンア オチルルチルチム ススチ硫酸エエチ素 高規スプロール チーク エーチーク エーチーク エール チーク ススチ硫酸エエチ素 高規ステア オチルルチーチーク ススチ硫酸エエチ素 高規ステア オチルルチーク ススチ硫酸エエチ素 高規スポーツ はいました。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	(報報) スの (報報) スの (おおり) スカイトル以 ガスメートル が スタートル か ス	120 リットル 未満	1 安係るす と燃水さ運に記用たれ路にのはのしつが安圧車高法法事る 水す料素れ搬あの除だる運基保そ基て燃高法縮燃圧そ令項こ 素るのがたすっ要外し車送づ安れ準お料圧に水料圧をや項こ 素るのがたすっ要外し車送づ安れ準お料圧に水料がのにをと。を車容充もるて件と運両車く基とをりのガ基素装がの定遵 燃両器ての場ははす搬が両車準同満、容スづ自置保関め守 料でにんを合左適。さ道法両又等たか器保く動用	
酸素	酸素		F45 19 - 18		容器等例示基準又はそれと	
不活性ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸 ネオン へ の 他 高圧 ガスる 性 ガス 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 た た た た り た た た た		圧縮ガスの場合は、ガスマートル以下 液化ガスの場合は、18,000 リットル以下	圧縮ガスの場合は、120 リットル未満 液化ガスの場合は、18,000 リットル以下	同等の基準を 満たしている 場合に限る。	

注 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態 に換算したときの容積である。

3 毒物又は劇物

項目	表示			要	件
フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する 製剤(紺青、フェリシアン塩及 びフェロシアン塩のいずれか を含有する製剤を除く。)で液 体状のもの その他毒物及び劇物取締法に 規定する毒物であって液体状 のもの アンモニアを含有する製剤(アンモニア 10%以下を含有する ものを除く。) けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法に 規定する劇物であって液体状 のもの(次に掲げるものを除く。) 1、水酸化トリアルキル鍋 そ	項目	品 名	車両の種類	積載数量	その他
製剤(紺青、フェリシアン塩及 びフェロシアン塩のいずれか を含有する製剤を除く。)で液 体状のもの その他毒物及び劇物取締法に 規定する毒物であって液体状 のもの アンモニアを含有する製剤(ア ンモニア 10%以下を含有する ものを除く。) けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除 く。) その他毒物及び劇物取締法に 規定する劇物であって液体状 のもの(次に掲げるものを除 く。) 1 水酸化トリアルキル錫。そ			,		毒物及び劇物取締法そ の他関係法令で定める
その他毒物及び劇物取締法に 規定する毒物であって液体状 のもの アンモニアを含有する製剤(ア ンモニア 10%以下を含有する ものを除く。) けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除 く。) その他毒物及び劇物取締法に 規定する劇物であって液体状 のもの(次に掲げるものを除 く。)		製剤(紺青、フェリシアン塩及 びフェロシアン塩のいずれか を含有する製剤を除く。) で液	小型自動車		事項を遵守すること。
ンモニア 10%以下を含有するものを除く。) けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの(次に掲げるものを除く。) 1 水酸化トリアルキル鍋 そ	+ <i>1</i> 0	規定する毒物であって液体状			
ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの(次に掲げるものを除く。) 1 水酸化トリアルキル鍋 そ		ンモニア 10%以下を含有する			
く。) その他毒物及び劇物取締法に 規定する劇物であって液体状 のもの(次に掲げるものを除 く。) 1 水酸化トリアルキル鍋 そ	劇	ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン(ホルムアルデヒド			
物 「の塩類及びこれらの無水物」 並びにこれらのいずれかを 含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこ	物	く。) その他毒物及び劇物取締法に 規定する劇物であって液体状 のもの(次に掲げるものを除 く。) 1 水酸化トリアルキル鍚、そ の塩類及びこれらの無水物 並びにこれらのいずれかを 含有する製剤			

4 消防法別表第1に掲げるもの

	表	示	市田の種類	要	学
項目	品 名	性状等	車両の種類	積載数量	その他
第一類・酸化	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類	項目欄に掲げる第 一類・酸化性固体 とは、品名欄に掲 げる物質で消防法 別表第1備考第1 号に掲げる性状を 示すものとする。	普通四輪 上の小型 動車	第一種酸化性固体 50 キログラム未満 第二種酸化性固体 300キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000 キログラム未 満	消そ関令め項守こ法他法定事遵る。

性固体	その他のもので危 険物の規制に関す る政令第1条第1 項に定めるもの 前記に掲げるもの のいずれかを含有 するもの		
第二類・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉 金属粉 マグネシウム 前記に掲げるも含 するもの 引火性固体	①第体掲法2又もしんは号る②掲て第び号と項二とげ別号はの、、、に。そげは1第ます目類はる表に引と低硫同よ のる、備5でるに可品質1げ性るん及備も 品質防第かよに可品質1げ性るん及備も 品質防第かよ場燃名で備るを。、び考の 名に法3らる場が性欄消考性示た赤鉄第と 欄つ別号第もる固に防第状すだり粉4す にい表及7の	100キログラム未満 500 キログラム未満 第一種可燃性固体 100 キログラム未満 第二種可燃性固体 500 キログラム未満 1,000 キログラム未 満
第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カナアウア 黄 アリウア 有(ニルく 金 金 カル物 そ険る項 前のすりトルムル り ルウムル 機アウリ。属属 ルミ の物政に 記いるムウル ル リ及除 リ 属キ及チ 水 り ウウ の規第め 掲れのムア リ 金びく 土 化ルびウ 素 ん ムム も制1る げかま ウ チ 属ナ。類 合アアム 化 化 又の のに条も るをまっ ウリキー・ 金 物ルルを 物 物 は炭 で関第の も含 にずも カリ 属 ミキ除 アル たん カリ 属 ミキ除	で 「項三物質掲法8をるたナキムウは号る。 関いではる表にす しリアア及同より 関いではる表にす しリアア及同より 関いではる表にす しリアア及同より 関いではるがでするのででするが、 が発水名で備るの リ、ミル黄考の が発水名でがでするが、 が開いるが、 が開いるが、 が開いるが、 がののでするが、 がののでするがでする。 に自び、 がののでするがでする。 に自び、 がののでするがでする。 に自び、 がののでするがでする。 に自び、 がののでするがでする。 に自び、 ののでするがでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 に自び、 ののでする。 にもいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいでする。 にはいではないでする。 にはいでなでなでなでなでなでなでなでなでなでなでなでなでなでなでなでなでなでなでな	10キログラム未満 20キログラム未満 第一種自然発火性物質 10キログラム未満 第四番のでは、大性物質 10キログラム来域 第二種自然を物質 50キログラム未満 第三種自然を外質 300キログラム未満 第五び禁水性物質 300キログラム未満

第四類・引火性液体	特殊引化物 第一石油類 アルコール類 第二石油類	①項目欄・引きているでは、一項をはいるのでは、一個では、物ののでは、物ののでは、大人人人のでは、大人人のでは、大人人のでは、大人人のでは、大人人のでは、大人人のでは、大人人のでは、大人人のでは、大人人のでは、大人人のでは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、大人のないは、はいは、大人のないは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、		50 リットル未満 非水溶性液体 200 リットル未満 水溶性液体 400 リットル未満 400 リットル未満 非水溶性液体 1,000 リットル未満 水溶性液体 2,000 リットル未満	
第五類・自己反応性物質	有硝ニニアジ ヒ体 ヒン ヒン そ険る項 前のす機酸トトゾア ド ド ド塩 の物政に 記いる化テ合化物合 ン シ シ も制1る げかかん か の ル ル のに条も るを がいかく か が が が が が が が が が が が が が が が が が が	①第性欄消考性す ②「の有い表にる間類質指法18を。名記いるは1 るに自はる表にす に掲れの消考のに掲げの品質1げの げるをに法1の消考の げるをに法1の があ第4 も 掲げか」防第の		第一種自己反応性物質 10キログラム未満 第二種自己反応性物質 100キログラム未満	
第六類・酸化性液体 注1	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他ののもので関サ るので関第4 で関系をあるで関第4 項に定場れるものがある。 がいずるもので関系のの有するものでは、 はいずのの有するものでは、 はいずるものでは、 はいずるものでは、 はいずるものでは、 はいでは、 もっとは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	項目欄に掲げる第 六類・酸化性液体 とは、品名欄に掲 げる物質で消防法 別表第1備考第20 号に掲げる性状を 示すものとする。	加口についてい	300 キログラム未満 300 キログラム未満 (第 01 日 ファ

- 注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第1備考第21号によるものとする。 2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。

5 腐食性を有する物質

表	示	車両の種類	要	件
項目	品 名	早門の建筑	積載数量	その他
腐食性を有	ナトリウムアミド	普通自動車及	200 キログラム未満	関係法令に定める事
する物質	塩化スルフリル	び四輪以上の 小型自動車	400キログラム未満	項を遵守すること。

6 マッチ

表	示	車両の種類	要	件
項目	品 名	中 四 ググ 単大貝	積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪	50 キログラム以下	関係法令に定める事
		以上の小型自動車		項を遵守すること。

- 注1 別表第2に品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。
 - 2 「車両の種類」は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第185号)第3条に定めるところによる。
 - 3 別表第2の1~4の品名欄に掲げる物質で、1~4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。
 - 4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。